

大飯原発 差し止め判決

富山短期大学名誉教授 川中清司

「被告は原子炉を運転してはならない」。五月二日に福井地裁は、関西電力の大飯原発三、四号機の運転再開に明確な差し止め判決をくだした。「司法は生きていた」と、勝訴判決に原告住民は垂れ幕を掲げて喜んだ。

福島原発事故の当時、首相だった民主党の菅直人氏も、福井地裁で裁判を傍聴した。判決が二五〇キロ圏内の人を原告適格と認め、点に大きな意義がある。今後は国の政策として、順次原発を廃炉にすべきと強調した。

●若狭湾は、原発銀座

福井県の若狭湾は風光明媚なりアス式海岸で、古来から朝廷に食物を献じた御食国として知られてきた。だが今では、一四基の原発がずらりと立ち並ぶ「原発銀座」だ。ここで作られた電気は大飯、京都、神戸などの大都市に送られてきた。

「関西の水がめ」琵琶湖は、目と鼻の先である。一旦事故が起きて汚染が広がれば、たちまち水資源は枯渇し、復活は不可能に近い。大飯原発の再稼働をめぐる判決は大きな注目を集めた。

●天正大地震の津波記録

若狭には、大地震と大津波の伝

福井県・若狭の原発

電力会社	発電所名	設備数
関西電力	美浜原発（美浜町）	3基
	大飯原発（おおい町）	4基
	高浜原発（高浜町）	4基
日本原電	敦賀原発（敦賀市）	2基
	高速増殖炉・もんじゅ	1基

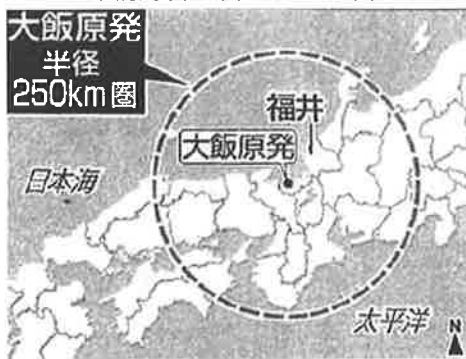
承があり、一五八六年の天正大地震と津波の記録が確認されている。徒然草の吉田兼好の子孫で、吉田兼見が書いた『兼見郷記』には、丹波、若狭、越前に大津波が起きて家が流され、多くの死者を出したとの記録が残る。

「イエズス会日本書簡集」にも、「街全体が恐ろしいことに山と思われるほど大きな津波に覆われた。引き際に家屋や男女がさらわれ、塩水の泡に覆われた土地以外に何も残らず。全員が海中で溺死した」とある。

●人権を守る当然の請求
判決全体をざっと要約してみよう。

すべての法律は、生きることを基礎とする人格権（人が生きること）を最高のものとしており、憲法の人格権は人の命をもとにしている。「多数人の人格権を同時に侵害するとき、その差し止めの要請が強く働くのは当然である」として、「差し止め請求」は人間の生命を守るためのものと宣言した。事故によって多くの人命や生活に重大な被害を及ぼす事業には、安全と信頼が求められてしかるべきだ。これは社会の要請であるとして関西電力の企業責任を求めた。

大飯原発と半径 250 キロ圏



●二五〇キロ圏住民を対象

判決では、原発から半径二五〇キロの広範囲に事故の影響が及ぶとして、その圏内に住む住民の訴えを認めた。二五〇キロ圏内の理由としては、福島原発事故の直後に原子力委員会が、その圏内の住民に避難勧告の可能性を検討したことを挙げた。

委員会は「最悪シナリオ」で、一〜三号機の使用済み燃料プールで燃料が溶融し、大量の放射性物質が放出するなど、連鎖的な事故の発生を想定していた。チェルノブイリ事故も同様の規模に及んでおり、過大ではないとしている。

●技術の危険性と裁判所の判断

判決は言う。新しい技術の危険性を許さなければ、社会の発展はない。危険の大きさが明らかでなければ、その技術の実施の差し止めを裁判で決めることは難しい。だが、被害の大きさがわかっていれば、それに応じた安全性が保たれているかを判断すればよい。危険性のある程度認めないと、社会の発展が妨げられるという葛藤も生じない。

原発の危険性や被害の大きさは、福島原発事故で十分に明らかになった。この訴訟では、かような

事態が起きる危険性が、万一でもあるかどうかの判断が対象となる。この判断を避けることは裁判所の重要な責務を放棄することになる。

●大飯原発に求められる安全性

「経済活動の自由」があり、そして原発は電気を生み出す一手段である。だが、経済活動の自由は、憲法の人権よりもはるかに劣る。原発の事故は、生きる権利（人格権）を根本から奪うもので、被害の大きさは計り知れない。その危険性があれば、原発側の事情を問わず、差し止める請求が認められるのは明らかだ。

●原発の特性——冷却し閉じ込める

運転停止後も、電気と水で原子炉の冷却を継続しなければならず、その間に何時間か電源が失われれば事故につながる。一旦事故が発生すると、時の経過によって被害は拡大していく。内在する本質的な危険はこれだ。

「止める」「冷やす」「閉じ込める」の三つがそろって、初めて安全性が保たれる。福島原発事故では止めることには成功したが、冷やすことができず、放射性物質が外部に放出した。

大飯原発では次の欠陥がある。

●一二六〇ガル超の地震と冷却機能の維持

外部からの電流で水を循環させるシステムは、一二六〇ガルを超える地震で崩壊する。非常用の設備でも補充が不可能となり、メルトダウンに結びつく。これは被告も認めている。

だが、日本の地震学会でこの規模の地震の予知は、一度もできていない。地下深くで起きるので、発生への分析は仮説や推測に頼らざるを得ない。頼るべきデータも限られる。大飯原発に一二六〇ガルを超える地震がこないという想定は不可能だ。

最大の地震は岩手宮城内陸地震の四〇二ニガルである。若狭地方には多数の活断層があり、一二六〇ガルを超す地震がくる危険がある。

●イベントツリーの効果

関電側の地震対策は、一二六〇ガルまでの地震のイベントツリー（※）を策定しており、これを順次行っていけば、炉心損傷には至らず、大事故にはならないと主張した。

そのためには次の点が揃っていないなければならない。

①地震や津波の事故原因をすべて

※イベントツリー対策

事故は相次いで起こり、重なり合っています。

深刻な事態に落ち込んでいく。それを防ぐために、あらかじめ、事故の内容を予想して対策をたてる。

どんな事故がどのように起きて発展していくか、枝葉（ツリー）を想定して対策をたてる。イベントツリー（ETA）解析という。

とらえる。

②その事象に対する技術的に有効な対策を講じる。

③これらを地震や津波のときに実施できる。

だが、いろいろなことが重なって起きる事故をすべて取り上げること自体が極めて困難だ。

●対策の実効性

対策効果についても、次の七つの課題がある。

①地震は夜間も起きる。突発的な危機にただちに対応できる人員や、現場の指揮命令系統の中心

となる所長の不在。

②原発事故の進行中に、損傷の箇所や内容を把握することは困難（事故現場に立ち入ることもできず、福島原発事故でも未確定）。

③損傷箇所などが極めて多く、電源喪失から炉心損傷まで五時間メルトダウンまで二時間と時間が限られている。

●緊急時の対応が困難

④緊急時にやむを得ずとする手段は、普段の訓練にはなじまない（例：空冷式非常発電装置だけで、実際に原子炉冷却テストを行うのは、危険でできない）。

⑤防衛システム自体が、地震で破壊されることが予想される。何百メートルもの非常用取水路が破壊されれば、すべての非常用ディーゼル発電機が稼働不能となる。複数の設備の同時使用不能もあり、危険性はより高まる。

●基準地振動の信頼性

「七〇〇ガルを超える地震は考えられない」との被告の主張に対して、「全国四つの原発では、想定を超える地震が平成一七年から

最近に起きた主な地震

地震名	揺れの強さ(ガル)	発生時期
阪神淡路大震災	818	1995年1月17日
新潟県中越地震	2,516	2004年10月23日
岩手・宮城内陸地震	4,022	2008年6月14日
東日本大震災	2,933	2011年3月11日

※ガルは地震の揺れの強さで、揺れの加速度を示す単位

五回も起きています。地震の想定にこうした誤りが重なったのは、学術的に解決することであり、裁判所が立ち入って判断することではない。だが、地震などの自然力を現時点で想定することは困難であり、被告の地震想定を信頼する根拠はない」とした。

●原発施設の危険性は楽観的

全世界の地震の一割が日本で起

きている。基準地振動を超える地震が大飯原発で起きないというのは根拠のない楽観的見通しだ。基準地振動に満たない地震でも、冷却機能喪失で重大な事故が起こる。大飯原発の施設のあり方は、危険性についてあまりにも楽観的だ。

●七〇〇ガルまでの地震で施設損壊

七〇〇ガルを下回る地震で外部電源が断たれ、主給水ポンプが破損し、主給水が断たれる恐れがある。外部電源が断たれば、非常用発電に頼らざるを得ない。主給水は冷却維持の命綱で、これが断たれば補助給水に頼るほかない。補助給水設備にも限界がある。

緊急停止後に非常用ディーゼル発電機が働いて蒸気発生器へ給水が行われても、主蒸気逃し弁の熱放出・充電系のほう酸の添加・余熱除去系のどれか一つでも失敗すれば、給水ができないのと同様の事態に陥る。事態が把握できず、時間の制約で実現が困難となる。

●使用済み核燃料の危険性

使用済み核燃料は、原子炉格納容器の外の建屋内の使用済み核燃料プール・水槽内に保管され、本数は一〇〇〇本を超える。原子炉格納容器のような堅固な設備では

ない。被告の主張は、使用済み核燃料は通常四〇度以下の水に、冠水貯蔵を保てばよいとしている。しかし、それだけでは安全を確保できない。

福島原発事故では、使用済み核燃料プールに収めたものが、危機的状態に陥ったため避難計画が検討された。原子力委員会の委員長が想定した強制移転を求める地域は、一七〇キロ以遠にも及び、住民が移転を希望する場合の地域は二五〇キロ以遠の可能性があり、自然に任せれば数十年は戻れない。

●冷却水喪失事故の認識

電源喪失事故は、電源喪失から三日で核燃料プールの冠水状態が維持できなくなり、むき出しに近い状態になる。

使用済み核燃料は日々生み出されているのに、堅固な施設には膨大な費用を要することに加え、国民の安全が何よりも優先されるとの見識がない。深刻な事故はめつたに起きないとの見通しで、対応がなされている。

●大飯原発の技術と設備は脆弱

国民の生存を基礎とし、放射性物質の危険から人命を守るという観点に立てば、この原発の安全技術と設備が万全ではなく、楽観的

な見通しで成り立った脆弱なもの
と認めざるを得ない。

●経済コストと真の国富

原発の稼働が電量供給の安定性、コストの低減につながるというが、多くの人の生存の権利と電気料の高い・安いを並べ論じて可否を判断すること自体、法的に許されない。原発運転停止で多額の貿易赤字が出るとしても、これを国富の流失と言うべきではない。豊かな国土に根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻せなくなるのが国富の喪失だ。

CO₂排出削減で環境面で優れているとの主張は、ひとたび深刻な事故が起きれば環境汚染はすさまじく、福島原発事故はわが国始まって以来の最大の公害汚染であることを照らし合わせると、環境問題を原発運転継続の根拠とすることは甚だ筋違いだ。

以上、判決を要約した。

●敗訴の転換を期待

今までの原発訴訟を見ると、二〇〇三年の高速増殖炉「もんじゅ」訴訟が名古屋高裁金沢支部で勝訴。二〇〇六年の志賀原発二号機差し止め訴訟は、金沢地裁で勝訴。だがこれらは上級審で敗訴となった。行政も司法も中央に近づくほど

体制寄りで、原発の危険認識度が薄いとのは感じは否めなかった。だが今度の判決では、何よりも人権を重視した請求権を認め、裁判所のとるべき責任を明示した。その内容から時代の変化が読み取れる。知識人の反対表明や国会を取り巻く反対デモの連続など、情勢は大きく変わってきた。

●節電省エネの努力

建設機械の国内最大手のコマツは、二〇一三年から三年間で五〇〇億円の節電投資を行い、国内工場で使う電気代の半減を目指す。老朽化した生産ラインなどを省電力型に切り替え、年間六〇億円の電気代を三〇億円に圧縮する。NHKクローズアップ現代「日本を変える『節電革命』」でも取り上げられた。原発を止めれば電力需要に応じられず、経済的負担が大きいと言われるなか、コマツのイノベータータイプ(革新的)な節電・省エネの努力と実績が光る。

これからは水力、風力、バイオマス、太陽光、地熱など、あらゆる再生可能エネルギーの開発を進めるべきだ。

(参考資料：平成二六年五月二二日
福井新聞「関西電力と原発」西日
本出版社)